

## 決議第3号

### 朝来市議会議員のハラスメント根絶に関する決議

市民から負託を受けた私たち朝来市議会議員（以下「議員」という。）は、地方自治の本旨を体し、市政に携わる責務を深く自覚し、常に自らの行動を律して市政の健全な運営に寄与しなければならない。

この度、朝来市議会（以下「議会」という。）が、朝来市当局（以下「当局」という。）から、議員による朝来市職員（以下「職員」という。）へのハラスメントに係る申し入れを受けたことは、市民の信頼を失墜する非常に重大な問題であり、議員の職員に対するハラスメントを防止するために、議会は誠実に対応し、適切な対策を講じなければならない。職員や市民の信頼を取り戻すためにも、この問題に真剣に取り組むことが求められている。

そのため、議員がハラスメントとは何かを正しく理解してその発生を防止し、職員との間に尊重と信頼に基づいてお互いの能力が十分に発揮される良好な関係を築き、市政の発展と市民福祉の向上に努めるため、次のことを表明する。

- 1 議員は、ハラスメントが人権侵害であり、重大な法律違反となる場合もあること、職員の尊厳を不当に傷つけ、職務の遂行や市政の運営に支障をきたすおそれのあることを自覚し、ハラスメントの防止及び根絶に努める。
- 2 議員は、ハラスメントを防止するために、自らの言動を常に客観的に考え、公正で誠実なコミュニケーションに努める。自らの言動によるハラスメントがあると疑われたときは、誠実な態度をもって疑惑の解明に当たり、責任の所在を明確にするよう努める。また、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると思われる場合には、黙って見過ごしたり加担したりせず、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努める。
- 3 議会は、ハラスメントの防止及び根絶を図り、ハラスメントを許さない組織風土をつくるため、議員に対し必要な研修を実施し、議員は、当該研修を受ける。
- 4 議会は、この度のハラスメントに係る当局の申し入れを真摯に受け止め、検証するとともに、今後ハラスメントが発生した場合に被害者が安心して報告、相談できる体制を整える。また、ハラスメント被害の相談を受けた場合には、当局と適宜連携協力しつつ、相談者のプライバシーと意思を尊重し、被害者救済の視点で適切に対応する。

- 5 議員によるハラスメントの防止及び発生時の対応を含めた、ハラスメントの防止及び根絶に関する自治立法を、令和6年6月末日までに定め、ハラスメントの防止に率先して取り組み、ハラスメントのない社会の実現に貢献する。

以上、決議する。

令和5年12月25日

朝 来 市 議 会